

柏地区キャンパス計画要綱

平成 7 年 12 月 12 日

(評議会承認)

平成 15 年 3 月 18 日改正

(評議会承認)

平成 22 年 9 月 30 日改正

(役員会承認)

平成 28 年 10 月 27 日改正

(役員会議決)

I 趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」（平成 4 年 6 月 9 日評議会採択、平成 15 年 3 月 18 日追加評議会採択、平成 19 年 7 月 19 日役員会承認）の趣旨に則り、柏地区キャンパスを開発・整備し、時代の発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスター・プランを定めるものである。

II 理念

柏地区キャンパスは、東京大学の「三極構造」の中で、本郷地区、駒場地区とともに、単なる総合大学ではなく世界のセンター・オブ・エクセレンスとしての東京大学を形作る一極である。伝統を踏まえた体系化、ディシプリンの探究を志向する本郷地区キャンパスでの学問、学際的研究をはじめとする「空間的総合」による新しい知を模索する駒場地区キャンパスでの学問との対比でいえば、柏地区キャンパスでの学問は、いわば「時間的総合」を中心理念として、未知の分野に分け入り、学融合の精神のもと、大胆な知的冒険を試みるものとなるべきものである。このようなソフトウェアとしてのアカデミック・プランは、ハードウェアとしてのキャンパス・プランを規定することになる。

郊外の豊かな敷地を活用して、「先進性」「国際性」「実証性」を兼ね備えた多様な教育研究組織から構成される柏地区キャンパスは、全体として 3 つのアカデミックプランを実現すべく計画されるべきである。

1. 世界最先端研究の推進と新しい学問領域の創造

柏地区キャンパスでは、それぞれの教育研究組織において世界最先端の研究が進められている。そのさらなる推進に向けて、教育研究組織の現有リソースの活用、研究に関わる大型施設等の継続的な運用・整備を可能にするとともに、関係部局との一層の連携促進を通して、学融合環境の先鋭化を推し進め、新しい学問領域の創造を目指す。

2. 学住一体型の国際連携・卓越型国際教育研究拠点の形成

アジアトップクラスの大学として、新しい国際的・学際的な教育研究の場を世界に提供する。そのために、学住一体を理念として、徹底した学力・研究力・国際力の涵養を行う環境を構築する。また、教育研究組織間の連携により、世界最先端研究の場を活用する教育体制を実現する。

3. 地域連携・社会連携推進による大学研究の社会実装

柏地区キャンパスでは、設立当初から、関連地方自治体など地域との連携に基づく社会実験を実践してきた。その成果に基づき、学住一体型キャンパスの機能を活かしつつ、社会連携を通じた大学研究の社会実装を目指す。これに加え、地域コミュニティ活動を始めた地域社会との連携を通じた学生の力強い人格形成を促す。

さらに、柏地区の3キャンパス（柏、柏Ⅱ、柏の葉駅前）は、緊密な連携を図りながらも、以下に述べるように個々の基本理念を有するものとする。

柏キャンパスの基本理念は、「時間的総合」による絶えざるイノベーションである。研究内容が流動的である以上、研究施設は将来の研究発展を阻害しないよう、あらかじめ大幅な「あそび」が必要である。ハード面での余裕とフレキシビリティが自由な発想を保証するのである。将来を見通すことはできない、という「見通し」に立って、有限の土地に無限の可能性を与えることが必要である。

柏Ⅱキャンパスの基本理念は、柏キャンパスと柏の葉中核地区の双方に近接しつつ豊かな敷地を有する立地環境を最大限に活かし、国内外の研究機関および学内他キャンパスとの研究交流ネットワークの結節点となることである。その主たる機能として、産官学民が協働して最先端研究を実施する産官学民連携拠点機能、国内外の研究者と学生が集住する革新的な国際研究教育拠点機能、宿泊・生活支援施設を備えた運動・福利厚生機能が求められる。

柏の葉駅前キャンパスの基本理念は、地域連携、広域連携、国際連携の拠点となるスペースの創出を図るものとし、柏の葉キャンパス駅前であるという立地を情報発信と研究交流の基点とすべく活用して有効な土地利用を目指すものとする。

これら3キャンパスは、独自の開発を行いつつも、全体としては、柏地区で進める柏の葉国際キャンパスタウン構想に合致するものでなければならない。

（脚注）「時間的総合」とは、平成7年当時、様々な展開可能性を秘めていた柏キャンパスにおいて、「学問諸分野の最先端から基礎までを冒険的に融合・展開させていく」ことを表現するために、用いた言葉である。

III 目標

1. 将来の研究・教育計画への対応

施設・設備の配置にあたっては、将来にわたり、学融合の理念を具現化するアカデミック・プランを実行できるように、敷地利用、容積率等の点で配慮する。

2. 最先端の教育研究施設の整備

国際研究教育拠点にふさわしい、高度な教育・研究に対応した最先端の教育研究施設・設備を整備する。

3. 環境の整備・保全

新しい建物群での研究生生活に潤いを与え、豊かな発想を育む学住一体の環境を整備する。また、研究上発生する廃棄物・排水等の管理処分には万全を期し、さらに、雨水浸透を図る等外部環境に対しても優しいキャンパスとする。

4. 地域社会との交流

新しく地域社会の一員となることを自覚し、キャンパスは地域社会にも開かれたものとする。また、次世代の研究者を育てるという観点から、最先端の科学の現場に触れる機会を小中高生などに与える工夫をする。

5. 共同利用施設・事務管理部門の効率的配置

キャンパスの効率的利用および学生・教職員の福利厚生観点から、各種の共同利用施設及び事務管理部門の最適な配置を図る。

6. 心身の健康を増進・国際学術研究交流の促進

学生・教職員の心身の健康を増進し、国内外から集う研究者・学生間の国際交流を促進するために、学生交流施設、レクリエーション・運動場等の福利厚生・国際学術研究交流施設を充実しフィールドの特性を活かした憩いの場を提供する。すべての学生・教職員がその個性と能力を充分発揮しうよう、ユニバーサルデザインを含めた適正な教育・研究・労働環境の整備を図る。

7. 防災対策の徹底

地震等の様々な災害に十分耐え、かつ、近隣に安心感を与える存在となるよう努める。

IV 基本となる原則

1. 全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

2. 非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、関連部局との調整のもと、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障をきたさないように配慮する。

V 方法

A. 柏キャンパス

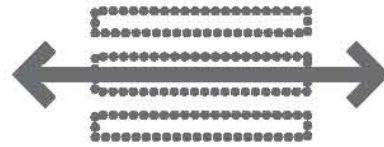
1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。柏キャンパスは、東西に長いゾーンが南

北に層状に連なる「平行配置」の構造を有しているため、このゾーニングに合わせて主軸、主・副外部空間を位置づける。また、それらを南北に繋ぐように副・補助軸を位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図A1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈柏キャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、また向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

本郷の「時間的な厚み」に対して柏キャンパスは「空間的な広がり」に可能性を求め、本学の近未来が表出する場所として、明るく新鮮な環境を創出する。

a) 新たな個性

レイヤー状のゾーニングをより明確に表現する。

b) 空間の戦略

百年後を見据えた環境形成を計る。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

21 世紀のキャンパスの規範となる施設計画を目指す。その核心にある「先進性」「先鋭性」を目指す機運を受け、建築物もそれを表現するものとする。

a) 可能性の表現

省エネルギーの観点から新しいスタイルを創出する。

b) 継続性の確保

未来の負荷を軽減すべく、メンテナンス性能を重視する。

5) 都市環境創造への積極的参加と<ユニヴァーシティ・グリーン>の設定

柏地区キャンパスが、「千葉県 柏都市計画事業・柏通信所跡地 土地区画整理事業」の対象地域北端の要地を占めることに鑑み、地域環境に十分な配慮をした実施計画を行う。特に本キャンパスの施設群が実質的にこの地域の景観を決定づけることに十分留意するものとする。また地域環境創造への参加の一環として、環境・景観の保全、防災、「開かれた大学」の理念の具象、といった機能を持つ緑地・空地および、この目的に合致する公共性の高い施設の建設用地として<ユニヴァーシティ・グリーン>と称する領域を設定する。

6) 施設計画の原則

施設計画および施設群の配置は、以下の原則による。

a) 施設の集約化・汎用化の推進と<イノベーション・フィールド>の設定

類似機能を持つ施設の集約化、利用者の流動性に対応可能な施設の汎用化を可能な限り行う。またこの際、施設の増改築を充分念頭に置いた施設配置計画を立てるものとする。特に学問領域の進展に伴う実験的・短期的施設の建設・撤去に向けた用地（<イノベーション・フィールド>と称する。）を施設の周辺に確保する。

b) 施設・空地等の二軸的配置

敷地の前面道路に沿った東西軸とそれに直交する南北軸を想定する。学問領域ごとに共用施設利用の利便性を考慮しつつ、施設群をおおむね東西軸に従って適切に位置づける。おのおのの領域内においては南北軸に従い、南側から<ユニヴァーシティ・グリーン>、研究施設等（共用施設、<イノベーション・フィールド>を含む。）、緑地・将来計画用地の順に配置することを原則とする。

c) 公共空地面積

公共性の高い空地または緑地（<ユニヴァーシティ・グリーン>を含む。）に、およそ敷地面積の 20%以上を充てるものとする。

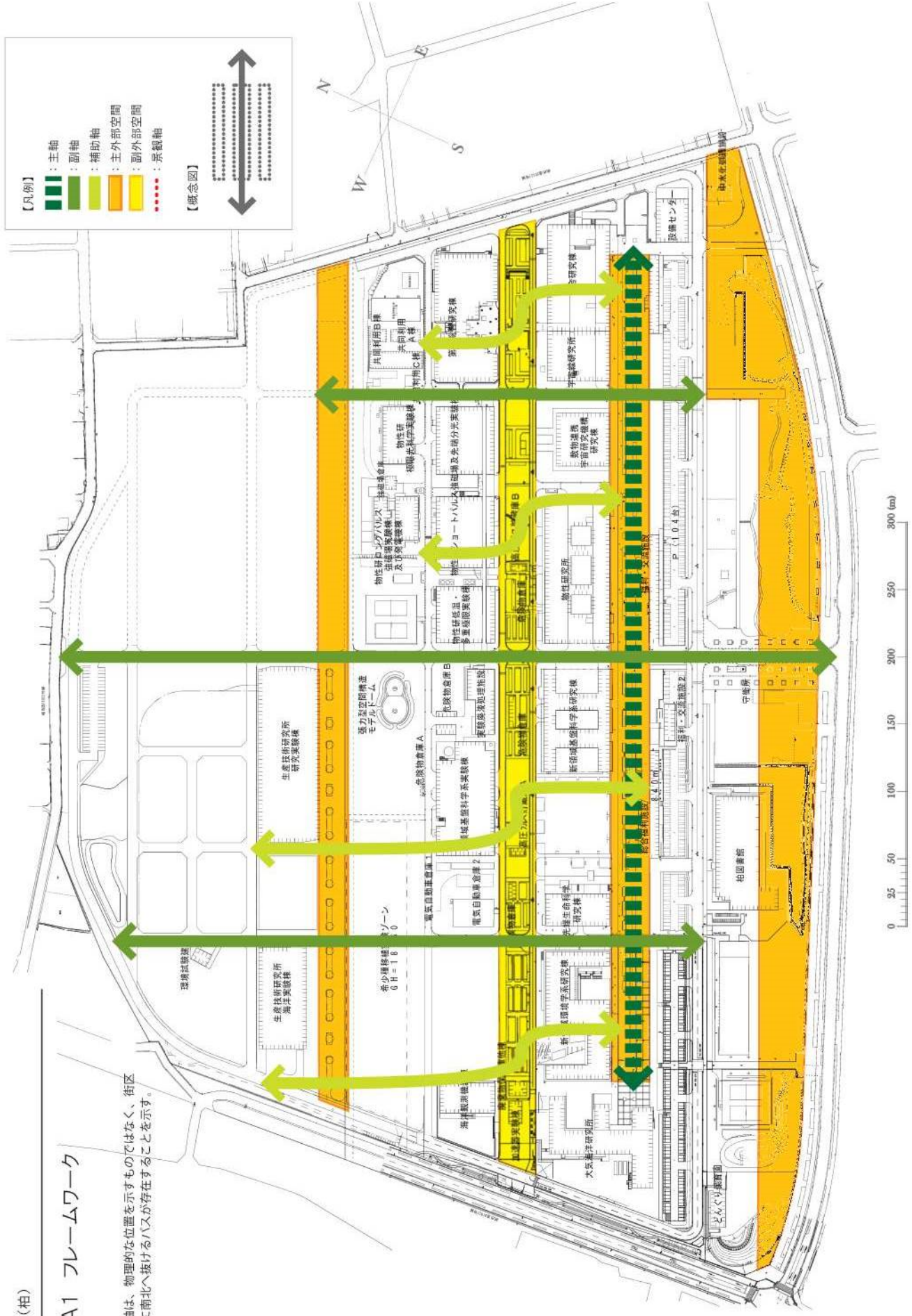
7) その他

TSCP のミッションに積極的に取り組む。

柏地区（柏）

附图A1 フレームワーク

※ 補助軸は、物理的な位置を示すものではなく、街区の中に南北へ抜けるパスが存在することを示す。



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-3に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図A2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。柏キャンパスにおいては、概ね20年後の状況を想定してシンボル樹木を指定する。

2) シンボル樹木

現時点で指定なし。

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が 30 m²以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

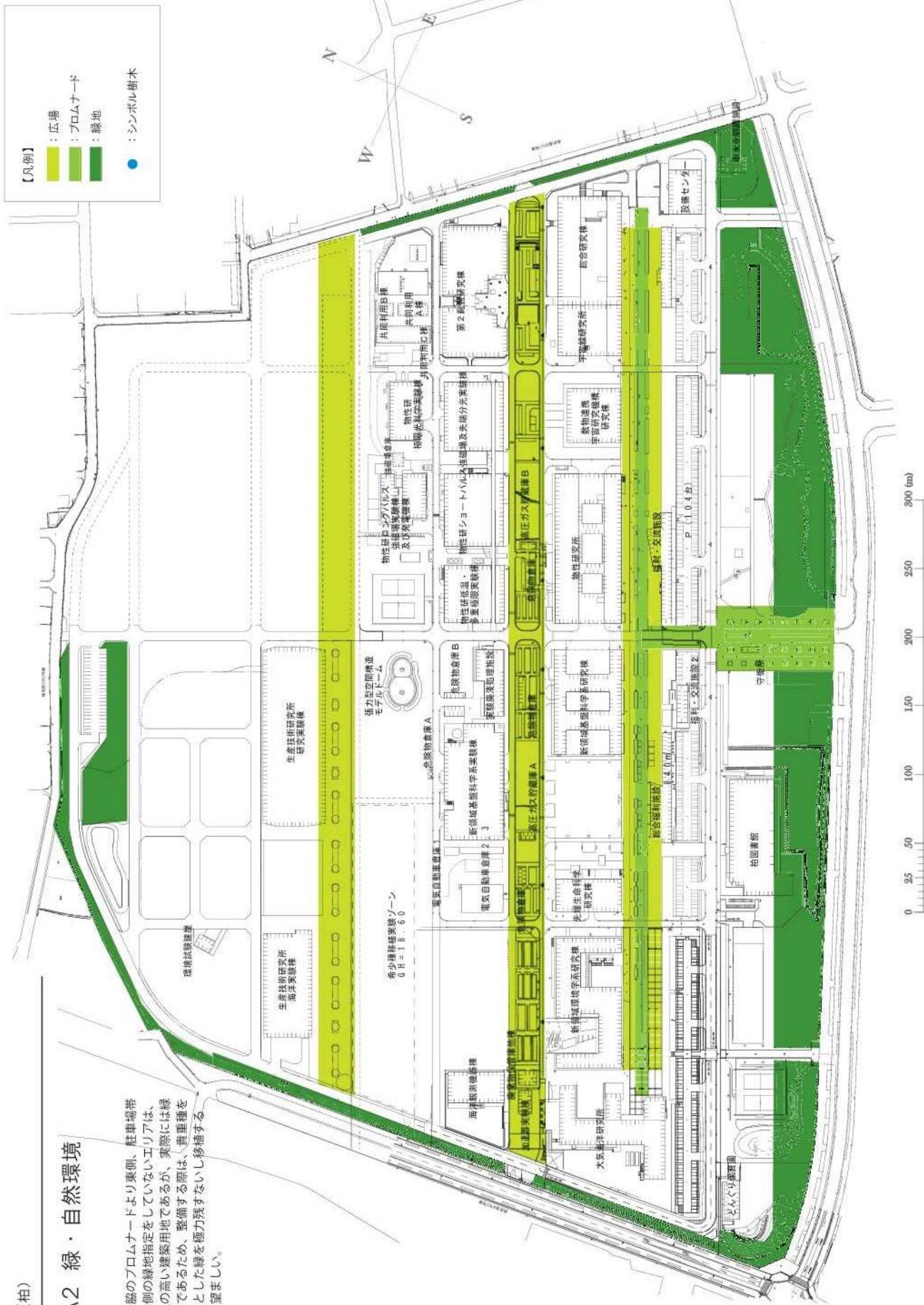
c) 既存緑地への配慮

守衛所脇のプロムナードより東側、駐車場帯より南側の緑地指定をしていないエリアは、公共性の高い建築用地であるが、実際には緑が豊富であるため、整備する際は、貴重種をはじめとした緑を極力残さないし移植することが望ましい。

柏地区 (柏)

附图A2 緑・自然環境

※ 守衛所脇のプロムナードより車朝、駐車場帯より南側の緑地指定をしないエリアは、公共性の高い建築用地であるが、東側には緑が豊富であるため、整備する際は、貴重種をはじめとした緑を極力残さないし移植することが望ましい。



2-3. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図A3のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮・地域と連携した魅力的な景観の創出

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力すること。

また、地域の目指す景観像の達成に共同的に関わるなど、連携を通じた景観の魅力創出に努めること。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

e) 公共性の重視とセキュリティのバランス

キャンパス内のセキュリティレベルを失わないように留意しつつ、開かれた大学としての公開性を高めるよう配慮すること。

f) 将来の用地取得に備えた、拡張可能なしつらえ

三期用地取得後の拡張に備え、拡張時に問題が起きないように、しつらえに工夫をすること。

柏地区（柏）

附图A3 キャンパス周縁部

全体：

- ・地域の景観計画との整合
- ・地域と連携した魅力的な景観の創出
- ・危険施設への配慮

北端：
・公開性の重視とセキュリティ・住宅地への配慮とのバランス

西端：

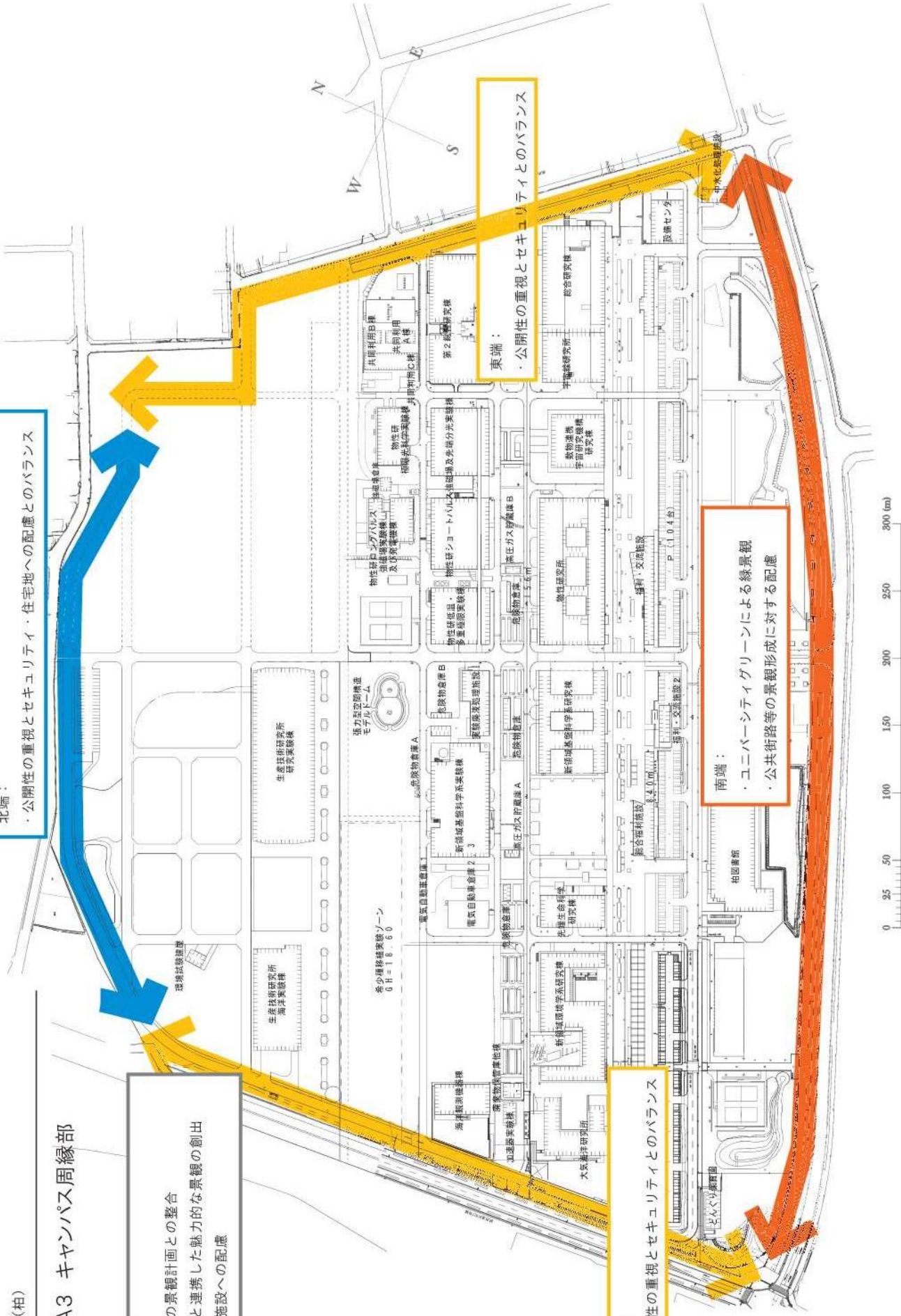
- ・公開性の重視とセキュリティとのバランス

東端：

- ・公開性の重視とセキュリティとのバランス

南端：

- ・ユニバーシティグリーンによる緑景観
- ・公共街路等の景観形成に対する配慮



3 . 地区区分

1) 趣旨

キャンパス全体の良好な環境を保全、強化するため、附図A 4のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度に

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 50%

②中層地区

高さ 36m、容積率 300%

③第2種特殊地区（実験施設等）

実験によって必要な高さが異なるため、高さ規制はなし。容積率 120%。

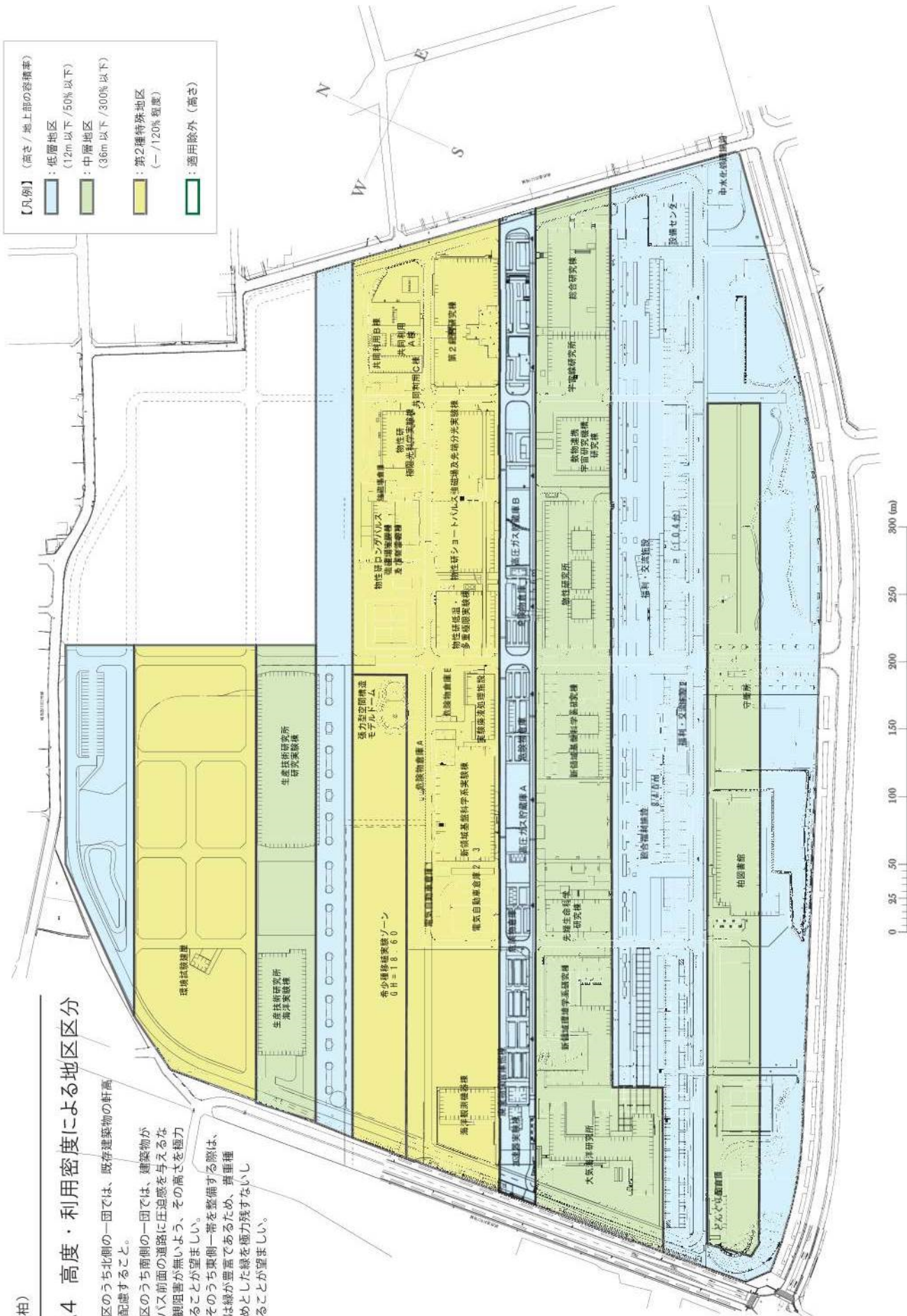
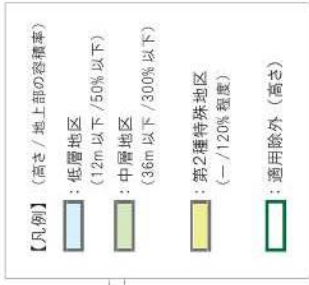
b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。
- ・中層地区のうち北側の一団では、既存建築物の軒高 31mに配慮すること。
- ・中層地区のうち南側の一団では、建築物がキャンパス前面の道路に圧迫感を与えるなどの景観阻害が無いよう、その高さを極力抑制することが望ましい。また、そのうち東側一帯を整備する際は、実際には緑が豊富であるため、貴重種をはじめとした緑を極力残さないし移植することが望ましい。

柏地区 (柏)

附图A4 高度・利用密度による地区区分

- ※ 中層地区のうち北側の一団では、既存建築物の軒高31mに配慮すること。
- ※ 中層地区のうち南側の一団では、建築物がキャンパス前面の道路に圧迫感を与えるなどの景観障害が無いよう、その高さを機力抑制することが望ましい。
- また、そのうち東側一帯を整備する際は、実際には緑が豊富であるため、草種をはしめとした緑を機力残さないし移植することが望ましい。



S-1:2500 (A3)

B. 柏Ⅱキャンパス

1. フレームワーク

柏Ⅱキャンパス全体の用途区分は、ゾーンごとの施設構成の合理化を図りつつも将来計画の妨げにならないように、十分な自由度を持たせながら設定することとする。

柏Ⅱキャンパスの提供する主要な機能として以下の2つを設定する。

1) 広域施設連携における産学連携拠点機能

柏Ⅱキャンパスでは、常に新たな課題に取り組み続ける広域施設連携の産官学民連携拠点を形成・持続させていくことが想定される。その実現のために将来の拡張可能性や空間機能の可変性に配慮して整備する。

2) 学住一体型の学生と国内外研究者による国際研究教育拠点機能

柏Ⅱキャンパスを、国内外の研究者と学生が集住する国際教育研究拠点として実現するために、研究者と学生の生活基盤となる住居や運動機能などを含む福利厚生施設を整備する。さらに、地域に開かれたキャンパスというコンセプトの下に周辺的生活関連施設、運動施設等とも連携し、キャンパス周辺環境と調和するよう配慮する。

2. 外部空間

柏Ⅱキャンパスは、西側に柏の葉公園が整備され、東側には「千葉大学柏の葉キャンパス」という緑豊かな空間に挟まれており、恵まれた自然環境と緑地を周辺と一体となって整備するとともに、これらを積極的に活用するよう配慮する。また柏Ⅱキャンパスは、つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅および柏の葉駅前キャンパスと柏キャンパスをつなぐ中間に位置しており、駅前のまちづくりと一体となって整備されることとともに、柏の葉キャンパス駅から柏キャンパスに向かう動線に配慮する。

3. 地区区分

柏Ⅱキャンパスについては、施設の目的や用途に応じた動線計画に基づき、適切な空地を設けつつ主要建築物を配置するよう用途区分を設定する。広場や緑地、運動スペースなどの屋外空間を全体のアメニティが向上するよう適切に配置し、キャンパス内径路およびキャンパスの外周を中心に積極的に植樹を行う。

C. 柏の葉駅前キャンパス

柏の葉駅前キャンパスは、その立地環境を活かし、地域連携・広域連携・国際連携の拠点としてオープンイノベーションの推進にふさわしい機能・空間を構築する。公・民・学連携によるまちづくり拠点を通じて地域との連携を強化し、研究成果の社会実装および事業化を通して、最先端の情報エネルギー基盤が充実したスマートシティの構築が進められている駅周辺ほか、柏の葉地域全体をフィールドとして社会実験を推進する。

VI 全体構想

A. 柏キャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、参考図5のとおりになる。

2. その他

1) 施設機能の将来的な流動性への対応

「II 理念」にいう「絶えざるイノベーション」を可能とすべく、土地・建物の利用は固定的なものにせず、かつ、予測の困難な将来的施設利用の状況に対応するため、キャンパス内に拡張の余地を確保するものとする。

2) 長期を見越したインフラストラクチャーの整備

キャンパスの熟成した後では整備が極めて困難となるキャンパス内交通、給排水、エネルギー供給、廃棄物処理、情報ネットワーク、寒剤配給等の各種基幹施設を当初から計画的に配備し、その充実を図る。

B. 柏IIキャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、参考図6のとおりになる。

C. 柏の葉駅前キャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、参考図7のとおりになる。